

度会町介護保険 住宅改修の手引き



令和3年12月

目 次

度会町介護保険住宅改修の手引

- ◎介護保険住宅改修費の支給制度について P 1 ~ 5
- ◎介護保険住宅改修の流れ P 6 ~ 7
- ◎住宅改修費支給事前協議書について P 8
- ◎住宅改修の承諾書について P 9
- ◎住宅改修が必要な理由書（事前申請）について P 10 ~ 12
- ◎住宅改修箇所の見積書について P 13 ~ 14
- ◎住宅改修箇所の写真について P 15
- ◎平面図について P 16
- ◎住宅改修費支給申請書について P 17
- ◎介護保険住宅改修完了報告書について P 18
- ◎住宅改修の領収書について P 19
- ◎住宅改修Q & Aについて P 20 ~ 25

介護保険住宅改修費支給制度について

【対象となる方】

度会町の被保険者であり、心身や住宅の状況等から以下の対象要件を満たし、小規模な住宅改修を実施する場合に限り対象となります。

手続きせずに着工した工事は、支給対象外です。必ず事前に申請してください。

- (1) 要介護認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること。(入院・入所・外泊は不可)
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請でその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、町に着工を許可されていること。

【支給について】

《支給限度基準額》

申請上限額 20万円 (内訳：介護保険給付上限額 18万円、自己負担額 2～6万円)

申請上限額 20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することができます。

また、次のような場合は、申請上限額 20万円の再度の利用ができます。

《再度利用ができる場合》

①転居して住所が変わった場合

転居前の住居で支給限度基準額の残額があっても、転居後の住居については持ち越されず、改めて支給限度額基準額 20万円分の住宅改修費が受けられます。

②要介護状態が著しく重くなった場合の例外

最初の住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が、3段階以上重くなった場合は、例外的に、改めて支給限度額基準額が 20万円分の住宅改修費が受けられます。

ただし、「3段階リセットの例外」は1度のみです。また、支給限度基準額の残額があっても、持ち越しはされません。



初回の住宅改修着工日の要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分	
第1段階	<ul style="list-style-type: none">・経過的要介護 (平成18年4月1日前は要支援)・要支援1	第4段階 → 第5段階 → 第6段階	<ul style="list-style-type: none">・要介護3・要介護4・要介護5
第2段階	<ul style="list-style-type: none">・要支援2・要介護1	第5段階 → 第6段階	<ul style="list-style-type: none">・要介護4・要介護5
第3段階	・要介護2	→ 第6段階	・要介護5

【支給方法】

償還払い方式	利用者がいったん費用の全額を住宅改修業者へ支払った後、申請により、保険給付対象費用内で7～9割分を申請者へ払い戻す方式。
--------	--------------------------------------------------------------

【給付対象となる住宅改修工事の種類】

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取付けるための壁の下地補強も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○居室内の手すり (居間・トイレ・浴室・玄関・階段等)	×集合住宅などの共用部分の手すり ×敷地外の手すり
○敷地内の手すり (玄関ポーチ・門扉までの通路等)	×転落防止のための柵 ×福祉用具の手すりを置くだけ (取り付け工事を伴うものは可)

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床を嵩上げするなどの工事が対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○各居室の敷居を低くする工事	×床下収納スペースを埋める工事
○スロープ・踏み台を固定設置する工事	×スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○浴室の洗い場の嵩上げ工事	×昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
○敷石をコンクリートスロープにする工事	×上り框に腰かけ台を設置する工事
○居室・廊下の段差をなくす工事	×給湯器、シャワー、水栓の工事
○階段の勾配を緩やかにする工事	×転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため）
○傾斜の解消	
○転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置	

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室すのこについては、「福祉用具購入費」の支給対象になります。

③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○畳から板製床材・ビニール系床材等への変更	×老朽化による床材の張替え ×滑り止めマットを洗い場に置くだけ ×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更
○浴室の床材を滑りにくいタイルに変更	
○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	
○階段の滑り止め（固定されているもの）	

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設も対象になります。また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え	×自動ドアに取替えた場合の、動力部分相当費用
○重い引き戸から軽い引き戸への取替え	×間口の拡大
○扉の位置の移動	×雨戸の取替え
○ドアノブの変更	
○戸車の変更	
○扉の撤去（平成24年度法改正）	

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置は除きます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含みません。

被保険者の身体状況により、洋式便器の向きを変えたり、洋式便器の高さを嵩上げする工事や便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○和式便器に水洗機能つきの変換便座を取り付け (工事を伴わないものは福祉用具の扱い)	×既存の和式便器はそのままで、新規に洋式便器を設置 ×既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置
○洋式便器の向きを変える工事	

非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は、対象外となります。

⑥ 上記の①～⑤の改修に付帯して必要となる改修

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○手すりの取付けのための下地補強	×浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー水栓の設備工事
○床材の変更のための下地補強・根太補強	×電気工事(コンセントの新設)
○通路面の材料の変更のための路盤の整備	×トイレ工事に伴うタオル掛け・紙巻器等の付替え
○扉の取替えに伴う壁・柱の改修工事	
○便器の取替えに伴う床・壁の解体・修復工事(天井を除く。また、単に不便という理由での壁の解体や、間仕切りの撤去は不可。)	

介護保険住宅改修手続きの流れ

1 相談

要介護認定を受けている被保険者は、ケアマネジャーに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

工事内容などについては、十分にご検討ください。

また、住宅改修費の一部や全部が認められず、自己負担になる場合があることを必ず伝えてください。



2 施工業者の選定

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等を依頼します。



3 事前申請

次の書類を提出し、事前申請します。
書類の提出はケアマネジャーに依頼してかまいません。

《提出書類》

- ① 住宅改修費支給事前協議書
- ② 住宅の所有者の承諾書『(住宅所有者が被保険者本人以外の場合必要) P9 参照』
- ③ 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成します。）
- ④ 改修予定箇所の写真『工事前の現況の写真、写真内の内側に日付が表示されているもの。(必ず見積書の番号と一致するよう振ること。) P15 参照』
- ⑤ 平面図『(日常生活上の動線を赤字で記載し、間取り図をできるだけ詳しく記載し、住宅改修の箇所・内容が見積書・写真と一致するよう番号とともに記載すること。) P16 参照』
- ⑥ 見積書『施工業者が作成したもの。(必ず見積もった箇所がわかるよう番号が振つてあること。) P13・P14 参照』



4 事前申請の承認

事前申請書類の審査後に、町から担当ケアマネジャーへ着工許可の連絡を電話で行います。(連絡が来たら工事にかかるください。=連絡前に着工すると申請が無効となる場合がありますので特に注意してください。)



5 工事の着工・完了、工事費の支払い

上記4、事前申請で承認された後に改修工事を実施します。

改修工事完了後に本人から施工業者へ代金を支払います。



6 工事完了の届出

次の書類を提出し、住宅改修の工事完了の届出をします。

書類の提出はケアマネジャーに依頼してかまいません。

《提出書類》

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修完了報告書
- ③ 住宅改修箇所の写真（工事後の完成した写真、写真内の内側に日付が表示されているもの。P15参照）
- ④ 領収書（P19参照）
- ⑤ 工事費請求書（内訳入り・原本）



7 支給申請書類の審査、決定、支給

町で受理した支給申請書類を審査します。

住宅改修費は、申請書に指定された金融機関口座へ振り込みます。

介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給事前協議書

記入例

フリガナ	ワタライ タロウ	保険者番号	2 4 4 7 0 7
被保険者氏名	度会 太郎	被保険者番号	□□□□□□□□□□□□
生年月日	明・大(昭)〇〇年〇〇月〇〇日	個人番号	□□□□□□□□□□□□
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 度会町□□〇〇番地	性別	男・女
住宅の所有者	度会 一郎	住宅の所有者が被保険者本人でない場合、住宅所有者の承諾書が必要。 (長男)	
改修の内容・箇所及び規模	①玄関 手すり型 L=400	着工予定日	令和〇年〇月〇日
	②浴室 手すり型 L=600×400	完成予定日	令和〇年〇月〇日
	③トイレ 和式から洋式便器への取替え		
施工業者名	(株)〇〇〇工務店	担当者	△△□□
		電話番号	××××(××)××××
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 度会町□□〇〇番地		
改修費用	240,460 円		

度会町長様

上記のとおり提出書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修の事前協議申請をします。

令和〇年〇月〇日

申請者 住所 度会町□□〇〇番
(被保険者)
氏名 度会 太郎

不明な点や協議の結果をこの連絡先にすることになりますので、関係者間で相談の上、記入してください。

事前申請の確認連絡先	被保険者・ケアマネージャー <input checked="" type="checkbox"/> 施工業者その他	氏名	△△□□
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 度会町□□〇〇番地
		電話番号	××××(××)××××

添付書類

保険者記入欄

- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書
- 改修計画図面
- 改修前の写真(撮影日の入ったもの)
- 住宅所有者の承諾書(所有者が被保険者以外のとき)※裏面

※ 必要がある場合、本書の写しを交付することで事前協議結果の通知に代えます。

※ この申請以降に申請内容及び提出書類に変更があった場合は速やかに申し出ること。

承認連絡

令和 年 月 日

※ 改修する住宅の所有者が被保険者本人でない場合のみ
介護保険居宅介護(支援)住宅改修
住 宅 所 有 者 の 承 諾 書

記入例

度会町長様

私は、次の者が行う介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書に係る
住宅改修について、これを行うことを承諾します。

被保険者住所

度会町□□〇〇番地

被保険者氏名

度会 太郎

(住宅の所有者)
住所

令和 ○年 ○月 ○日

度会町□□〇〇番地

氏名

度会 一郎

住宅改修が必要な理由書 (P1)

<基本情報>									
被保険者番号	××××××××××								
被保険者氏名	度会 太郎								
利用者住所	度会町口〇〇番地								
被保険者年齢	〇〇歳								
生年月日	明治大正昭和〇年〇月〇日								
年齢	〇〇歳								
性別	男								
要介護状況	要支援								
要介護認定(該当に○)	経過的 1・2 経過的 1・2								
要介護	要介護								
現地確認日	令和〇年〇月〇日								
作成者	所属事業所								
資格	(作成者が介護支援専門員でないとき)								
氏名	介護 花子								
連絡先	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇								

<総合的状況>		・立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活活動に関する身体状況を記述する。	
		・室内の移動方法（つかまらないで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす介助など）	
		・さらに、屋外に関する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。	
利用者の身体状況		令和〇年〇月に自宅の玄関で転倒し、右大腿骨転子部を骨折した。入院し、〇月〇日に退院。室内は壁をつたいたながらゆづくり歩行しており、見守りも必要である。また、玄関に高い段差があるため、家の出入りには家族の手助けが必要である。屋外は車いすを使用している。	
介護状況		妻と長男夫婦との4人暮らし。トイレは自立しているが、夜間はポータブルトイレを使用。入浴時はシャワーチェアと浴槽手すりをそれぞれ使用している。	
		・各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。	
		・見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか		室内歩行時や外出時に、なるべく家族の援助を受けないようにしたい。現在利用している通所リハビリテーションやデイサービスを続け、さらに住宅改修の実施によって室内的移動や外出の自立を目指したい。また、夜間も自宅のトイレでの排泄を目指したい。	
		・利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいかを総合的に記述する。具体的な改修方針や改修項目は「P2」に記述する。	
		・これまでの、生活歴を踏まえ、利用者はどのように社会参加をしていきたいかを記述する。	

「その他」欄には、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記入する。

・改善をしようとしている具体的な動作についてチェックをする（改修の対象でない項目にはチェックしない）。

・移動について各行為（排泄・入浴・外出）の共通する内容は、例えば「**排泄**」の欄のみに記入し、各行為の欄に重複して記入する必要はない。

住宅改修理由書（P2）

記載上の注意点

- ・各困難項目を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。
- ・改修方法は「手すり設置」や「段差解消」という表現でなくてもよい。「つかまれる所を」「つまずかない工夫」「立ち上がりの支え」などの表現でも良い。
- ・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合にまとめて記述してもよい。
- ・具体的手段は、当事者はもちろん、施工者や専門家と一緒に考えることが望ましい。

＜P1の総合的状況＞を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況		③改修目的・期待効果をチェックした上で、…が改善できる）を記入してください	④ 改修項目（改修箇所）
活動	①改善をしようとしている生活動作 …で困っている）を記入してください	改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください	手すりの取付け
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り（移乗を含む） <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる <input type="checkbox"/> 転倒等の防止 <input type="checkbox"/> 利用者の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他の（ ）	<p>・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述する。 ・改修箇所は、場所だけではなく「手すり」なら、「便器横面」等その取付箇所まで記述する。</p>
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持（洗体、洗髪を含む） <input type="checkbox"/> 洗浴室での姿勢保持 <input type="checkbox"/> 洗浴中の開閉を含む） <input type="checkbox"/> 洗浴内の移動（立ち座りを含む） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる <input type="checkbox"/> 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> 動作の軽減 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> その他の（ ）	<p>・引き戸等への扉の取替え</p>
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、器具の着脱 <input type="checkbox"/> 屋外の移動 <input type="checkbox"/> 出入口の出入（扉の開閉を含む） <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の軽易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他の（ ）	<p>・便器の取替</p>
その他	<input type="checkbox"/> 「その他の活動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動動作を記述する。 （例：調理：台所までの移動）や「洗濯：洗濯機からの洗濯物の取出し」など。	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の軽易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他の（ ）	<p>・滑り防止等のための床材の変更</p> <p>必要に応じた付帯工事を記述する。</p>

住宅改修が必要な理由書 (P2)

具体的な記載例

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作 ➡ ②①の具体的な困難な状況(…などで困っている)を記入してください	③改修の方針(…が改善できる)を記入してください ➡	④改修項目(改修箇所)
排泄	<p>トイレまでの移動</p> <p>□ トイレ入口の出入 (扉の開閉を含む)</p> <p>■ 便器からの立ち座り(移乗を含む)</p> <p>□ 衣服の着脱</p> <p>□ 排泄時の姿勢保持</p> <p>□ 後始末</p> <p>□ その他()</p> <p>□ 浴室までの移動</p> <p>□ 衣服の着脱</p>	<p>トイレの移動は伝い歩きで何とか可能な状態だが、夜間など急いでいる時は間に合わないことが多い。トイレに3センチの敷居があり、昇降が不安定である。トイレ内にはつかまるところがなく、ペーパーホルダーやタオル掛けに手をついてしまい危険である。</p>	<p>■ できなかったことをできる</p> <p>■ ようにする</p> <p>トレイルの敷居を撤去し、段差を改修することで、安全に歩行できるようになる。</p> <p>廊下に手すりを設置することで、安全な移動ができるようになる。</p> <p>トイレ内に手すりを設置することで、安全な立ち座りや衣服の着脱をすることができる。</p>
入浴	<p>■ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む)</p> <p>■ 浴室内での移動(立ち座りを含む)</p> <p>□ 洗い場での姿勢保持</p> <p>□ 浴室、洗髪を含む)</p> <p>□ 浴槽の出入(立ち座りを含む)</p> <p>□ 浴槽内の姿勢保持</p> <p>□ その他()</p> <p>□ 出入口までの屋内移動</p> <p>■ 上がりかまちの昇降</p> <p>□ 車いす等、器具の着脱</p> <p>■ 屋物の着脱</p>	<p>下肢筋力が低下しているうえに、右足に痛みもあるため、浴室への出入りの際ふらついてしまい危険である。浴槽への出入りの際も、つかまるところが多く不安定である。</p>	<p>■ できなかったことをできる</p> <p>■ ようにする</p> <p>転倒等の防止、安全の確保</p> <p>□ 動作の容易性の確保</p> <p>■ 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p>■ 介護者の負担の軽減</p> <p>□ その他()</p> <p>■ できなかったことをできる</p> <p>■ ようにする</p> <p>転倒等の防止、安全の確保</p> <p>□ 動作の容易性の確保</p> <p>■ 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p>■ 介護者の負担の軽減</p> <p>□ その他()</p>
外出	<p>□ 出入口までの屋外移動</p> <p>■ 上がりかまちの昇降</p> <p>□ 車いす等、器具の着脱</p> <p>■ 屋物の着脱</p>	<p>上り框に30センチの段差があり、家族の手助けがなければ昇降できないので困っています。</p>	<p>■ できなかったことをできる</p> <p>■ ようにする</p> <p>上がり框の中央に斜め手すりを振り分けて設置することにより、両手で手すりをつかみながら一人で昇降が行えるようになる。</p>
その他の活動			<p>■ できなかったことをできる</p> <p>■ ようにする</p> <p>転倒等の防止、安全の確保</p> <p>□ 動作の容易性の確保</p> <p>□ 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p>□ 介護者の負担の軽減</p> <p>□ その他()</p> <p>■ できなかったことをできる</p> <p>■ ようにする</p> <p>滑り防止等のための床材の変更</p>

積見事工修改住宅

被保険者の氏名を
記入

太郎會

被記入
保

被記入
保

度金 太郎 様
必ず写真等に対応した番号を振つてください

度金 太郎 様
必ず写真等に対応した番号を振つてください

例記入書積見

例記入書積見

施工業者名
度会町□□○○番地
株式会社○○○工務店
代表取締役 △△ □□
電話 ×××× - ×× - ××××
(印)

(※1)住宅改修の種類：(1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え
(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要な工事

住宅改修箇所の見積書について

見積書を提出する際には、下記に注意して見積書を作成してください。

詳細が不明の場合は、再度、見積書を提出してもらう場合があります。

「〇〇工事一式」とは記入しないこと	・手すり工事一式××円。・フローリング張り工事一式××円。 ※「〇〇工事一式」とは、「材料費と施工費を加えて計上」した場合の積算方法です。見積内容が適切かどうかの審査ができません。
複数箇所を申請する場合	・手すり設置工事(3箇所分)とせず、別々に記載してください。 ①手すり設置(玄関) ②手すり設置(トイレ) ③手すり設置(浴室)
給付対象外の工事と併せて行う場合	・介護保険対象部分を抽出し、その工事範囲(○m ² 中の○m ²)等を明示してください。対象範囲を明示するのが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分して、その根拠を明示してください。

※見積書の項目

見積書の項目として、次の項目が考えられます。	(1)材料費 … 本体代(手すり、便器、ユニットバス、床材など) (2)取付金具費 … プラケット、エンドキャップ、下地補強板など (3)解体費 … 和式トイレ、玄関前階段など (4)廃棄処分費 … 廃棄処分料 (5)施工費 … 取付工賃 (6)諸経費 … 10%程度 (7)消費税 … 10% ※更に詳細な項目にしてかまいません。
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

住宅改修箇所の写真について

定まった様式はありません。任意の様式でかまいませんので、作成例を参考に分かりやすく作成してください。

改修前の写真は、事前申請時に添付してください。

支給申請時の写真は、改修内容が分かりやすいよう写真を添付するようにしてください。（写真はバラで提出しないで下さい。A4の紙に貼るなどし提出して下さい。）

工事項目ごとに番号を必ず振ってください。

番号	①	改修箇所	玄関	改修の種類	手すりの取り付け
<p style="text-align: center;">改修前・改修後</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: right;">2020.1.1</p>					

写真の内側に撮影日の日付が必ず入るようにしてください。
カメラの機能上日付が入れられない場合は、ボードや紙などに日付を書いて書きこませるなどの工夫をしてください。

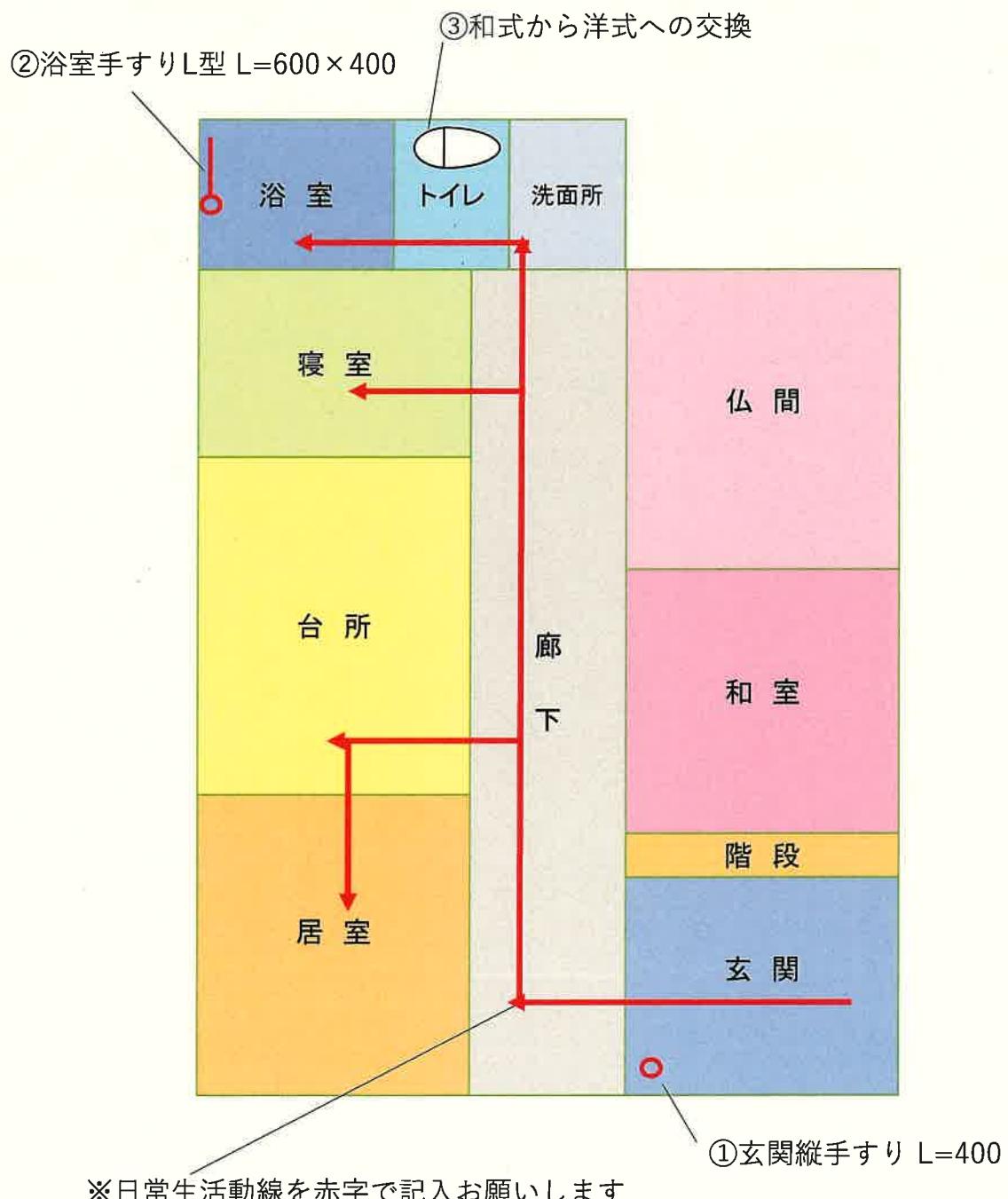
【具体的な撮影方法例】

手すり	<ul style="list-style-type: none">写真上に取付け位置や形（縦付、横付、L型など）などを入れてください。 例) マジックで写真に直接記入する。
段差解消	<ul style="list-style-type: none">ものさし等を使い、段差の高低が分かるように写真を撮る。全景の写真とアップの写真を撮る。全景の写真が撮れない場合は、複数に分割して写真を撮る。
扉などの変更	<ul style="list-style-type: none">改修が必要な状況が確認できるもの。開き戸から引き戸に変更の場合は、引き戸が確認できるもの。 例) 戸が閉まっている写真と開いている写真を撮る。引き戸の拡幅の場合は、開口幅が確認できるもの。両側ドアノブ変更の場合は、両者が確認できるもの。

平面図

記載例

度会 太郎 邸



介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

記入例

フリガナ	ワタライ タロウ		保険者番号	2 4 4 7 0 7
被保険者氏名	度会 太郎		被保険者番号	□□□□□□□□□□□□
生年月日	明・大昭〇年〇月〇日生	性別	男	・女
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 度会町口口〇〇番地	電話番号	××××(××)××××	
住宅の所有者	度会 一郎 本人との関係(長男)			
改修の内容・箇所及び規模	①玄関 手すり型 L=400 ②浴室 手すりL型 L=600×400 ③トイレ 和式から洋式便器への取替え		業者名	(株)〇〇〇工務店
	業者所在地	度会町口口〇〇番地		
	着工予定日	令和〇年〇月〇日		
改修費用	240,460 円	見積書の金額を記載 ※対象外工事を含む場合は、住宅改修支給対象のみの金額を記載		
度会町長様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の支給を申請します。 令和〇年〇月〇日				
申請者 氏名	住所 度会町口口〇〇番地 電話番号 ××××(××)××××			

注意・この申請書に以下の書類を添付してください。

- (1) 介護保険住宅改修完了報告書
 - (2) 改修後の写真(日付入り)
 - (3) 請求書及び領収書
- 添付してください。

居宅介護(支援)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込欄 依頼欄	<input checked="" type="radio"/> 銀行	本店	種目	口座番号
	<input type="radio"/> 信用金庫	<input checked="" type="radio"/> 支店	1 普通預金	×
	<input type="radio"/> 信用組合	<input checked="" type="radio"/> 出張所	2 当座預金	×
	金融機関コード	店舗コード	3 その他	×
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
フリガナ	ワタライ タロウ			
口座名義人	度会 太郎			

※振込指定口座の名義人が被保険者以外の場合は、委任状に記名押印が必要。

委任状	居宅介護(支援)住宅改修費の受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。		
	委任者(被保険者)		
	受任者(口座名義人)		

記入例

提出日 令和〇年〇月〇日

介護保険住宅改修完了報告書

令和〇年〇月〇日付けで承認を受けた介護保険住宅改修について、工事が完了しましたので報告します。

記

フリガナ	ワタライ タロウ	保険者番号	2 4 4 7 0 7
被保険者氏名	度会 太郎	被保険者番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	性別	男・女
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 度会町 □□〇〇番地	電話番号	××××(××)××××
着工日	令和〇年〇月〇日		
完成日	令和〇年〇月〇日		
施工業者名	(株)〇〇〇工務店	担当者	△△ □□
		電話番号	××××(××)××××

報告者
(施工業者)

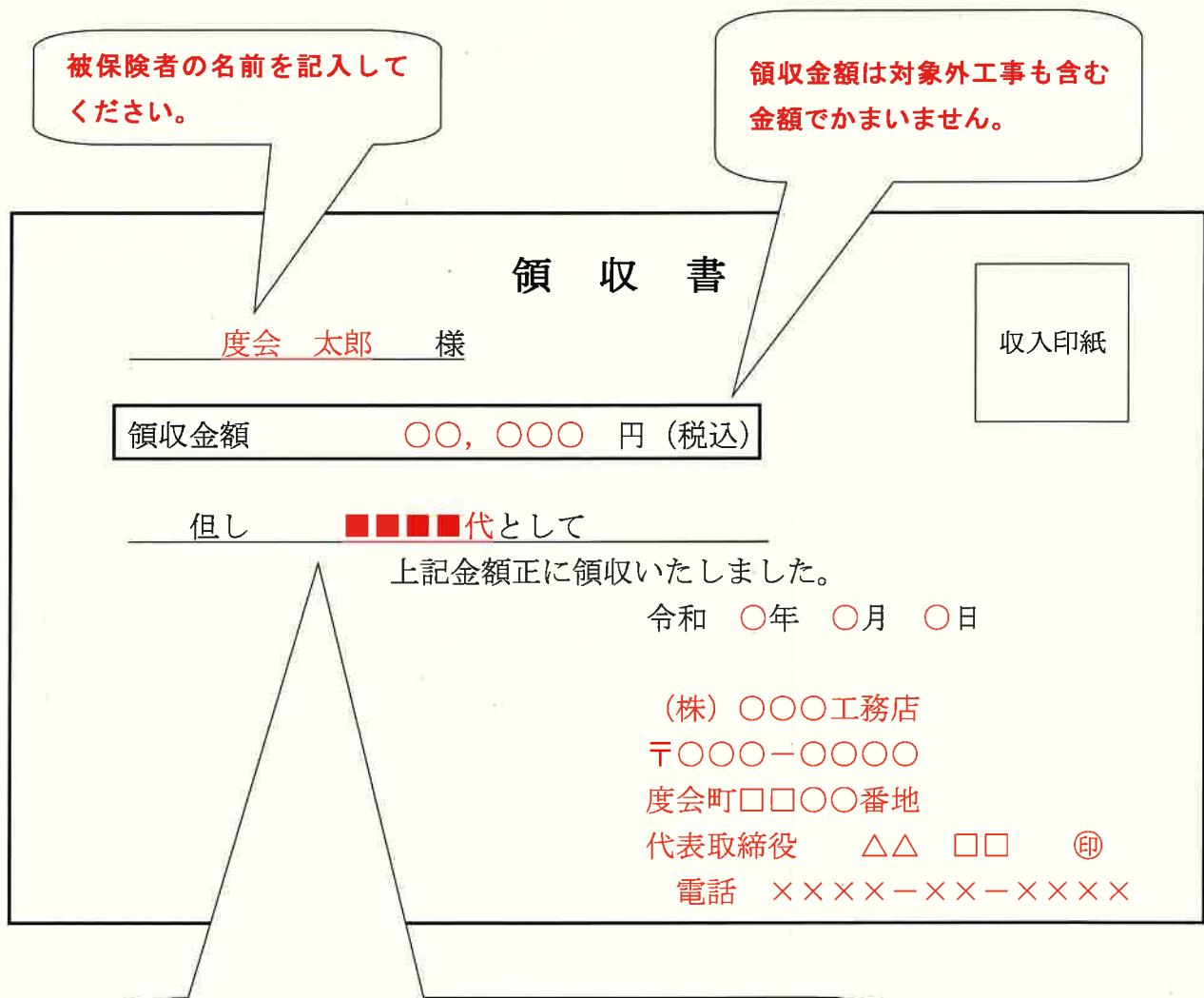
住 所

度会町□□〇〇番地
(株)〇〇〇工務店

氏 名

△△ □□

住宅改修の領収書について



例)・手すり工事代として

・住宅改修費として

※介護保険対象外費用がある場合は、「介護保険対象の1割、2割又は3割分」と「介護保険対象外費用」の金額を記載して下さい。

例)・介護保険住宅改修工事の被保険者負担額として

(介護保険対象1割分 20,000円、介護保険対象外費用 100,000円として)

住宅改修Q & Aについて

これまでの問い合わせの多かったケースや特殊なケースについて記載しました。

(1) 介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について	<p>介護認定申請中や入院・入所中に住宅改修は可能ですか？</p> <p>⇒要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、認定申請書を提出後、事前申請を行うことは可能ですが、要介護認定が「自立（非該当）」となった場合は支給できません。</p> <p>入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかつた場合は支給できません。</p> <p>また、一時帰宅のための住宅改修は給付対象外となります。</p>
(2) 住宅改修の承諾書について	<p>住宅所有者が亡くなっており、承諾書を書く者がいない場合、どのようにすればよいですか？</p> <p>⇒改修する住宅が賃貸でなく、実質的な所有者が被保険者の場合は、提出を省略することができます。</p> <p>また、実質的な所有者が世帯主や同居の世帯員の場合は、その者より承諾をもらってください。</p> <p>それでも、承諾書を提出できない場合は、提出できない理由を余白に記入する。</p> <p>例）所有者○○○○は、死亡しているため、承諾書を提出することができない。</p>
(3) 住宅改修業者が「住宅改修が必要な理由書」の作成することについて	<p>理由書の作成は居宅介護支援専門員（以下ケアマネジャー）の資格があれば誰でも可能か？</p> <p>⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。</p> <p>なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士 ・居宅介護支援事業所（小規模多機能型居宅介護を含む）に所属するケアマネジャー ・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会福祉士、保健師 ・福祉住環境コーディネーター 2級以上の方
(4) 改修工事完成前に入院した場合について	<p>改修工事完成前に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合、住宅改修費はどのようにになりますか？</p> <p>⇒入院するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。</p>

(5) 住宅改修完成までに入所した場合について	改修工事完成前に急遽、入所が決まった場合は、全額自己負担になりますか? ⇒要介護者が入所するまでに工事が完成した部分を給付対象とします。
(6) 住宅改修完成までに死亡した場合について	改修工事完成前に死亡した場合は、全額自己負担になりますか? ⇒入院中や入所中だった者が、退院・退所を見込み申請したが、退院・退所せず死亡した場合は、全額自己負担となります。 また、居宅の者が申請し、完成前に死亡した場合は、死亡するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。
(7) 新築や増築の住宅改修について	新築や増築での住宅改修は可能ですか? ⇒住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）は支給対象にはなりません。また、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合も給付対象にはなりません。 ただし、竣工日以降に手すりを設置するなどの場合は、給付対象とします。
(8) 一時的に身を寄せている住宅の改修について	一時的に身を寄せている住宅の改修は可能ですか? ⇒介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が給付対象となります。 そのため、介護保険の被保険者証に記載されていない住所地で、一時的に居住するための住宅改修は、給付対象外とします。
(9) 本人宅の同一敷地内の娘宅に生活の拠点がある場合の住宅改修について	住民票・介護保険被保険者証に記載されている住所の同一敷地内で、番地が1違う娘宅を改修する場合、住宅改修の対象になりますか？（生活の拠点は娘宅にあり、土地の所有者も被保険者。） ⇒原則として、被保険者証に記載されている住所地で住宅改修を行わなければなりません。 ただし、生活の拠点が娘宅にあることが確認でき、住所を移すことが出来ない理由があれば個別に判断します。
(10) 家族等が自ら行う住宅改修について	家族等が自ら行う住宅改修が可能ですか? ⇒被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみを給付対象とします。 添付する工事費請求書の内訳は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。

(11) 住宅改修を行う業者について	シルバー人材センターに依頼して住宅改修をした場合、介護保険の住宅改修の対象になりますか? ⇒給付対象とします。
(12) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について	夫婦で介護認定を受けているため、合算して住宅改修することは可能ですか? 住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行うため、被保険者ごとに支給申請を行うこととなります。 そのため、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しなければ給付対象とします。。
(13) 老朽化した手すりの交換について	手すりが老朽化したので、新しいものに交換できますか? ⇒単に老朽化したとの理由であれば認められません。
(14) 取り外しが出来る手すり等の設置について	取り外しが出来るものにしたいが、住宅改修の対象になりますか? ⇒取りつけ工事を要しないものや、持ち運びが容易であるものは住宅改修の給付対象外とします。
(15) 以前改修した箇所の修理について	以前取付けた手すりが壊れたので、再度、住宅改修で直すことは可能ですか? ⇒すぐ壊れないように、以前より強度のあるものにするなどの改善策を講じれば給付対象とします。
(16) トイレが屋外の為、屋内へ新設について	屋外に和式の汲み取り式トイレがあるが、足が悪く玄関から30分くらいかかる。屋外のトイレは壊さずに、屋内に洋式の汲み取り式トイレを新設することは可能ですか? ⇒取替えとは、原則は今あるものを壊してそこに新しいものを作るということです。今回の場合は新設にあたり、住宅改修の給付対象外とします。
(17) 和式便器から洋式便器への交換について	和式便器はすでに壊し、穴の上にポータブルトイレを置いて使用していたが、不安定・狭い等の理由で、洋式便器を設置することは住宅改修の対象になりますか?また、事前写真はどのようにして撮影すれば良いですか? ⇒和式便器から洋式便器への交換として給付対象とします。写真は穴だけの状態とポータブルトイレを置いた状態を両方撮り、過程と洋式便器を設置しなければならなくなつた理由を明記にしてください。
(18) トイレを和式から洋式に変更について	もとのトイレが狭いので、隣にトイレを作るのは対象になりますか? (前のトイレは無くし、物置にする) ⇒その場所でなければ洋式トイレを設置できないのであれば給付対象とします。
(19) 男性用小便器から洋式便器への交換	男性用小便器と和式便器が隣接しているトイレにおいて、男性用小便器を洋式便器へ交換することは住宅改修の対象

について	になりますか？ ⇒男性用小便器を洋式便器に交換しなければならない理由があれば給付対象とします。(男性用も和式も両方使用できない等)。付帯工事は通常の便器交換の時と同じです。
(20) 男性用小便器を使いやすい男性用小便への交換について	男性用小便器を使いやすい男性用小便器（現状の小便器より大きいもの）に変更することは、住宅改修の対象になりますか？ ⇒洋便器では小便ができない方で、現状の小便器は高さ、大きさが合わず介助を要している場合、適当な小便器への取替えも住宅改修の給付対象とします。 ただし、単に便利にしたい場合は、給付対象外とします。
(21) 和式トイレにかぶせる式の便器でビス止め、排水工事について	和式トイレにかぶせ式便器でビス止め、排水工事を行うものは対象になりますか？ ⇒取り外し可能ではなく、排水工事も行うので住宅改修の給付対象とします。
(22) トイレを和式からかぶせ式の洋式に変える工事について	トイレを和式から、かぶせ式の洋式に変えたい。その際出入口が狭くなり、移動が危険になるため壁を壊して出入口を変更したいのですが対象になりますか？ ⇒出入口を変更しなければ洋式トイレを安全に使用できないならば、壁を壊すことはトイレ改修の付帯工事とし、給付対象とします。
(23) トイレのドアの位置と壁の位置を交替する工事について	和式トイレに福祉用具購入で購入した腰掛便座を置いて洋式にすると、出入りが難しくなるため、ドアの横の壁の部分にドアをずらし、ドアだった部分は壁に改修することは対象になりますか？ ⇒洋式トイレへの改修工事をしないので、ドア及び壁の改修はトイレ改修の付帯工事とはなりません。ただし、利用者の身体的状態も勘案し、扉の交換として給付対象とします。
(24) トイレと居室をつなぐ工事について	居室から一度廊下に出てトイレに行くのが困難なため、居室の押入れを半分抜いてトイレと直接繋がるドアを設置する場合、住宅改修の対象になりますか？ ⇒この場合は、単なる新設にあたり、扉位置等の変更をした場合という比較対象がないため、給付対象外とします。

<p>(25) ユニットバス・ユニットトイレについて</p>	<p>ユニットバス・ユニットトイレは住宅改修の対象になりますか？ ⇒対象部分を按分することができる場合のみ対象とします。 全体の見積もりと、パーツごとの金額を明確にし、按分計算をする必要があります。 ユニットバスは本来セットでの料金になっているため、パーツごとの金額を出してもらえるかどうか、業者に確認してください。(浴槽部分や便器部分のみの改修金額が出せる場合は、対象部分のみを申請する方法でかまいません)。</p> <p><按分計算例></p> $\text{該当部分の商品の金額} \\ \text{全体の工事費} \times \frac{\text{該当部分の商品の金額}}{\text{商品全体の金額}} = \text{住宅改修に該当する工事費}$ <p>該当部分の商品の金額 + 住宅改修に該当する工事費 = 支給申請額</p>
<p>(26) ドアの新設</p>	<p>壁を壊してドアを新設することは可能ですか？ ⇒引き戸の新設により、扉位置の変更時に比べて費用が低廉に抑えられる場合もあることから、新設したほうが低廉だと証明できれば給付対象とします。(見積を2通り出す等)</p>
<p>(27) 右向きの扉を左向きに変更する工事について</p>	<p>右向きの扉を左向きに変更する工事は住宅改修の対象になりますか？ ⇒扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状況に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の給付対象とします。</p>
<p>(28) スイッチ・コンセントの移動について</p>	<p>改修することでスイッチ・コンセント等を移動しなければならない場合、付帯工事として対象になりますか？ ⇒移動しなければスイッチ・コンセントが使用不可になる場合は給付対象となりますですが、単に不便という理由だけでは給付対象外とします。</p>
<p>(29) 階段の滑り止めの改修材について</p>	<p>転倒防止のために階段に滑り止めを貼り付ける場合、粘着テープでも対象になりますか？ ⇒接着剤のように強力であり、簡単に取れにくく、利用者にとって安全であれば給付対象とします。</p>
<p>(30) 玄関先からの砂利道の舗装について</p>	<p>玄関先から砂利道の為、滑りやすい。コンクリートに舗装するのは対象になりますか？ ⇒通路面の材料変更として給付対象とします。(コンクリート、アスファルト、タイル等は対象)</p>

(31)廊下のかさ上げについて	居室等と廊下に段差があり、廊下を嵩上げしてフラットにしたいが対象になりますか? ⇒まず敷居の改修やスロープの設置を想定してください。 しかし、それらによることができないと判断される場合(構造上の問題や身体的問題)は個別に判断します。
(32)養護老人ホームの住宅改修について	養護老人ホームの居室部分は給付対象になりますか? ⇒法律上原則的には難しい。(介護保険法第8条で、軽費老人ホーム・有料老人ホームは居宅要介護者として記述があるが、養護老人ホームはない。)

なお、住宅改修については、個人の身体的な特徴などにより個別に判断される場合もあります。その際は、事前に相談ください。